

第84号

申17号

発行日

2019. 5. 22

Super
Highway

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部

発行責任者：遠山真一郎

編集責任者：大枝隆寿

東京都渋谷区代々木2-2-6

JR新宿ビル13F

TEL03-3375-5045 (NTT)

申し入れから
40日が経過

申17号「ジェイアールバス関東による組合員への執拗な脱退懇願による不当労働行為の撲滅を求める申し入れ」
「調査に時間を要している」との理由で本日の団体交渉で回答に至らず！

会社

申17号について4月11日付で申し入れを受け、4月16日の団体交渉にて趣旨説明を頂いており、会社として調査・回答準備をしているところである。早急に回答すべきと会社として認識している。若干時間を要しているが、しっかりと回答をしていきたい。

組合

4月11日に申し入れ、この間の折衝を重ねて本日（5月22日）の団体交渉において回答を受ける予定であった。回答が得られないということであるが、労働組合とすると申し入れをしているのだから、誠実に応じる義務が会社にはある。ただ単にバス会社だけの問題ではないということのようだが、申し入れをバス関東会社に申し入れている訳で、その事情はあくまでも会社都合であるという認識である。

私たちはこの1年間、想像を絶する利益誘導・人権侵害・差別などの不当労働行為によって、身も心もズタズタにされてきた。精神的な不利益・私生活上の不利益・組合活動上の不利益を組合員は被っていると、昨日の代表者会議で多くの声が上がった。

申し入れを行った4月11日以降においても不当労働行為は継続している。具体的には東関東支店において支店長自らが、契約社員や社員になったばかりの組合員へ脱退届けを配っていて、「まとめて持って来い」と言っている事実も確認している。この企業に不当労働行為が体質化してしまったのではないかと考えている。これは管理者個人や、経営陣の責任だけということではなく、企業責任であると私たちは考えている。労働協約第66条には「会社と組合との間に紛争が生じたときは、双方誠意を持って解決に努力する」という一文がある。これをしっかりと守っていただくということが重要で、決して逸脱してはならないと考える。そのような重要な団交の早急な開催を要求する。

バス運転士に対する脱退強要は、乗務員の命ばかりではなくお客様の命さえも危険に及ぼす極めて「命に関わる安全問題」である。仮に会社が事実の存否を認めた上で、改めないのであれば、社会と連携し社会に広く訴えて、不当労働行為の根絶を諦めないで続けていく。

職場の様々な場所で東労組に対する組織介入・誹謗中傷・人権侵害が行われている。なぜ回答できないのか、その理由をしっかりと明らかにしていただきたい。改めて申17号の早期回答を強く要請する。

会社

本当に調査をしている。その調査に時間がかかっているということしか言えない。非常に重く受け止めており、しっかりとバス関東本部と向き合って、早急に回答できるようにしていく。問題は回答した後である。何回も申し上げているが、経営幹部の責任の名の元において行っていきたい。逃げ隠れできないし、ここまで来たら面と向かって行う。改めて回答が遅れたことに関してはお詫び申し上げます。申し訳ありません。

「逃げ隠れしないし、ここまで来たら面と向かっておこなう!?!」

会社は回答を早急におこなひ、命を脅かす不当労働行為撲滅に真摯に向き合え!

